

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第12号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																													
(職及び職務) 第4条 [略] 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			(職及び職務) 第4条 [略] 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																													
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">事務局 課</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>主任主査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>主任及び主任 行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>			区分	職	職務	事務局 課	[略]		主任主査	[略]	主任及び主任 行政専門員	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">事務局 課</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>主任主査</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>主査行政専門員</u></td><td><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u></td></tr><tr><td>主任及び主任 行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			区分	職	職務	事務局 課	[略]		主任主査	[略]	<u>主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>	主任及び主任 行政専門員	[略]	[略]		
区分	職	職務																														
事務局 課	[略]																															
	主任主査	[略]																														
	主任及び主任 行政専門員	[略]																														
	[略]																															
区分	職	職務																														
事務局 課	[略]																															
	主任主査	[略]																														
	<u>主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>																														
	主任及び主任 行政専門員	[略]																														
[略]																																
3 [略]			3 [略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																																

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。